

仕 様 書

1. 件名

消費税・地方消費税確定申告書作成及び代理提出業務並びに税務全般に関する相談業務（令和6年12月～令和11年11月）

2. 業務の概要

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）の令和6年度から令和10年度までの各事業年度の消費税・地方消費税の確定申告について、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく申告額の算定と、確定申告書（附表及び計算書等を含む。）の作成及び税務署への提出に関する業務を委託する。

併せて、税務全般について適正な処理を行うために会計伝票の消費税区分の検証と税務相談業務を委託する。

3. 契約期間

令和6年12月1日から令和11年11月30日まで（5年間）

4. 履行期間

(1) 消費税確定申告書作成及び代理提出業務

令和6年度から令和10年度の各事業年度、国税庁が定める振興会の消費税確定申告書提出期限まで

(2) 税務全般に関する相談業務

「3. 契約期間」と同じ

5. 業務の詳細

(1) 消費税確定申告書作成及び代理提出業務

本業務の受託者（以下「受託者」という。）は、振興会の令和6年度から令和10年度までの各事業年度の消費税・地方消費税確定申告書の作成及び税務署への代理提出を年度ごとに行う。留意点は以下のとおりである。

- ① 申告書の作成に先立って、振興会の提供する CSV データ又は EXCEL データの「補助元帳」の内容から、消費税区分を検証し、検証結果を報告すること。（補助元帳は日々の仕訳をリスト化したもので年間20万件程度）
- ② 仕入税額控除については、消費税法第30条第2項第1号に規定する個別対応方式による。
- ③ 振興会が申告額を算定するにあたり、消費税法第60条第4項に規定する調整が必要であるため、受託者は特定収入の用途特定についての検証を行うこと。
- ④ 申告額算定に必要な資料及び算定の進行スケジュールは、振興会担当職員と適宜打ち合わせる。特に、各年度の決算書作成のスケジュールに留意すること。
- ⑤ 申告額算定に用いる計算式（EXCEL）は振興会から提供する。ただし、算定過程に疑義が生じた場合は検証し、修正して算定に用いること。

- ⑥確定申告書作成作業完了後、確定申告書の電子データを振興会に提出し、振興会の了解を得ること。振興会の了解が得られた確定申告書について、税理士の署名を付し、国税庁が定める提出期限内に電子申告（e-Tax）により提出すること。
- ⑦確定申告書の控え並びに税務署が確定申告書を受領した証明及び計算過程を明らかにした資料を振興会へ提出すること。
- ⑧電子申告に必要な e-Tax の利用者識別番号等は、振興会が受託者に別途通知する。
- ⑨消費税の確定申告期限について振興会は「消費税法別表第3に掲げる法人に係る申告書の提出期限の特例」の承認を受けている。

(2) 税務全般に関する相談業務

受託者は、振興会からの税務全般の取扱いに関する相談に応じ、適切な助言を行うものとする。相談は電話、メール又は面談にて行う。面談の場合は、振興会事務所（東京都千代田区隼町に所在。国立劇場再整備等事業の進捗状況により、契約期間中に東京都内への移転もあり得る。）又は受託者事務所において行う。面談を行う受託者事務所は、東京都内に所在するものに限るものとする。主な相談業務は、以下のとおりである。

- ①税務問題について（主に、消費税区分の判定、源泉徴収の有無、独立行政法人固有の税制、税務調査対応（但し、振興会事務所等への来訪を伴う税務調査対応が発生した場合は、本契約の範囲外とし、別途報酬を支払う））
- ②税務関係の法令や通達等の解釈について
- ③上記①及び②に付随するその他の事項について

6. 受託者の要件

- ①税理士法に規定する税理士法人又は税理士であること。
- ②令和元年度から令和5年度までのいずれかの年度について、独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の消費税確定申告書の作成実績（消費税法第30条第2項第1号に規定する個別対応方式かつ消費税法第60条第4項に規定する特定収入計算が適用されたものに限る。）があること。
- ③本業務の履行にあたり、次のイからニまでの全ての要件を満たす業務実施体制を有すること。
 - イ. 4名以上の担当税理士を配置すること。
 - ロ. 上記イの担当税理士のうち少なくとも2名は、平日午前10時から午後5時までの間は常時、本業務に従事可能な者であること。
 - ハ. 上記イの担当税理士のうち少なくとも1名は、上記②の要件を満たす消費税確定申告書作成の経験を有する者であること。
 - ニ. 本業務のうち税務相談業務に係る面談に対応する事業所が東京都内に所在すること。
- ④下記の項目を記載した業務実施提案書（別紙1）を入札時に振興会に提出すること。担当税理士を変更する場合は、下記のロ及びハについては、変更後直ちに振興会に再提出すること。
 - イ. 税理士法人又は税理士事務所等（受託者が税理士の場合）の概要
 - ロ. 担当税理士全員の氏名、税理士登録番号、登録年月日、略歴
 - ハ. 「6. 受託者の要件③」を満たす業務実施体制
 - ニ. 「6. 受託者の要件②」に記載の実績（守秘義務に反しない範囲内で記載すること）

7. 検査・支払

(1) 消費税確定申告書作成及び代理提出業務

受託者は令和6年度から令和10年度までの各事業年度の確定申告に係る作業完了後、業務完了報告書及び請求書を速やかに財務企画部経理課（以下「経理課」という。）に提出すること。経理課による検査完了後、支払いを行う。詳細は（別紙2）のとおりとする。

(2) 税務全般に関する相談業務

受託者は、令和6年度から令和11年度までの事業年度ごとに、業務完了報告書及び請求書を速やかに経理課に提出すること。経理課による検査完了後、支払いを行う。詳細は（別紙2）のとおりとする。

8. その他

- ①振興会の依頼を受けて東京都外へ出張をする必要が生じた場合、発生した交通費の実費について請求することができる。
- ②本業務の実施上知り得た振興会並びに振興会の職員及び関係者の秘密に属する事項は、契約終了後も他に漏らしてはならない。
- ③個人情報保護について、各種法令を遵守すること。
- ④本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、振興会担当職員と協議し解決すること。
- ⑤本業務についての再委託は認めない。

業務実施提案書(1)

イ. 税理士法人又は税理士事務所等(受託者が税理士の場合)の概要				
ロ. 担当税理士(4名以上)の氏名、税理士登録番号、登録年月日、略歴	①	氏名	税理士登録番号	登録年月日
		略歴		
	②	氏名	税理士登録番号	登録年月日
		略歴		
	③	氏名	税理士登録番号	登録年月日
		略歴		
	④	氏名	税理士登録番号	登録年月日
		略歴		

業務実施提案書(2)

ハ.「仕様書6. 受託者の要件③」を満たす業務実施体制	ロ. に記載の担当税理士がどの業務に従事するか具体的に記入すること	
	(1) 平日午前10時から午後5時までの間、常時、本業務に従事する者(2名以上の氏名を記入)	
	(2) 上記(1)以外の者(2名以上の氏名を記入)	
	(3) 仕様書6. 受託者の要件②を満たす消費税確定申告書作成の経験を有する者(1名以上の氏名を記入)	
	(4) 税務相談業務に係る面談に対応する事業所の事業所名称及び所在地	
ニ.「仕様書6. 受託者の要件②」を満たす実績 ※振興会担当者から契約の相手方に実績を確認させていただく場合があります。	契約件名	契約の相手方
	契約業務の概要	
	契約期間	消費税確定申告書作成の年度 (個別対応方式により特定収入計算を行った年度に下線を引くこと)

各業務の支払期限

業務内容	左記業務の履行完了期日	支払期限
税務全般に関する相談業務 (令和6年12月～令和7年3月分)	令和7年3月31日	請求書受領後1か月以内
令和6年度消費税確定申告書作成及び代理提出業務	令和6事業年度確定申告書の 国税庁が定める提出期限	請求書受領後1か月以内
税務全般に関する相談業務 (令和7年4月～令和8年3月分)	令和8年3月31日	請求書受領後1か月以内
令和7年度消費税確定申告書作成及び代理提出業務	令和7事業年度確定申告書の 国税庁が定める提出期限	請求書受領後1か月以内
税務全般に関する相談業務 (令和8年4月～令和9年3月分)	令和9年3月31日	請求書受領後1か月以内
令和8年度消費税確定申告書作成及び代理提出業務	令和8事業年度確定申告書の 国税庁が定める提出期限	請求書受領後1か月以内
税務全般に関する相談業務 (令和9年4月～令和10年3月分)	令和10年3月31日	請求書受領後1か月以内
令和9年度消費税確定申告書作成及び代理提出業務	令和9事業年度確定申告書の 国税庁が定める提出期限	請求書受領後1か月以内
税務全般に関する相談業務 (令和10年4月～令和11年3月分)	令和11年3月31日	請求書受領後1か月以内
令和10年度消費税確定申告書作成及び代理提出業務	令和10事業年度確定申告書 の国税庁が定める提出期限	請求書受領後1か月以内
税務全般に関する相談業務 (令和11年4月～令和11年11月分)	令和11年11月30日	請求書受領後1か月以内

* 税務全般に関する相談業務は常時発生し、支払いは上表の履行完了期日の検査確認後とする。